

## ◆計画の背景と目的

- 背景**
- 介護保険制度：創設から20年を経過し、発展・定着
  - 現役世代の減少と高齢化の進展
  - 令和7年(2025年)に団塊の世代の全てが75歳到達
  - 令和22年(2040年)に介護ニーズの高い高齢者が急増

- 目的**
- 地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備
  - 地域の高齢者を支える人的基盤の確保
  - 地域包括ケアシステムの構築と深化・推進
  - 制度の持続可能性の確保

## ◆第8期計画の基本理念

誰もが、生き活きと自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現

## ◆第8期計画の重点事業

2025年、2040年を視野に入れ、特に以下の事業に重点を置き取り組みます。

### 1. 健康づくり・介護予防事業の推進

年齢を重ねても、自分らしく活動的に暮らし続けられるよう、若年期からの健康づくりからフレイルの予防へと、また、保健事業と介護予防が切れ目なくつながるよう、一体的に取り組みます。

- 住民主体の介護予防「通いの場」づくりと継続支援 等

### 2. 介護給付適正化事業の推進

介護保険制度の信頼を高め、持続可能な制度を維持するために、限られた資源を効率的かつ有効に活用し、質の高いサービスが適切に受けられる体制の構築に取り組みます。

- 自立支援・重度化防止のためのケアプラン点検
- 市民啓発 等

### 3. 認知症施策推進大綱に基づく施策の推進

大綱で示された「共生」と「予防」を車の両輪とし、認知症の人やその家族が尊厳と希望を持ち自分らしく暮らせるよう取組みを推進します。

- 認知症カフェの開設、開設支援
- 認知症サポーター養成
- 見守りシール「どこシル伝言板」の普及
- 若年性認知症への支援
- 成年後見制度の利用促進 等

## ◆第8期計画の保険料基準額

計画期間における事業費用額を推計し算出した介護保険料  
**月額 6,580円** (第7期と同額)

## ◆第7期計画との変更点

- 基本目標を3項目から5項目に変更
  - 国の基本指針で「地域共生社会の実現」の記載充実が求められた
    - ➔ 基本目標Ⅰ「地域のつながりを深めるために」を増設
  - 認知症施策が「認知症施策推進大綱」として法的に位置づけられた
    - ➔ 基本目標Ⅳ「認知症でも自分らしく暮らせるために」を増設
- 基本施策に「災害と感染症への備え」を増設
- 高齢者の権利擁護について「成年後見制度利用促進基本計画」と一体的なものとして策定

## ◆計画の位置づけ

### 第2次鶴岡市総合計画

基本計画 2 福祉と医療 (5) 高齢者が生き活きとした地域の実現

鶴岡市地域福祉計画

鶴岡市高齢者福祉計画・  
第8期介護保険事業計画

関係他課の  
事業計画

国の基本指針とニーズ調査等で把握した市の現状を踏まえ、地域共生社会の実現、地域包括ケアシステムの深化・推進及び制度の持続可能性の確保を目指し策定します

国の基本指針

第2次鶴岡市総合計画

鶴岡市地域福祉計画

関係各課の事業計画

整合性を持ち、連携した施策の推進

## ◆施策の体系

第7期計画の基本理念：誰もが、いつまでも生き活きと暮らし続けられる地域社会の実現

### <基本理念> 誰もが、生き活きと自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現

●基本理念に新たに盛り込んだ言葉

【自分らしく】地域包括ケアシステムで人生の最期まで目指すもの

【安心して】総合計画の大綱に謳っているもの、災害や感染症への備え

### <基本目標>

基本  
策

**New** I

地域のつながりを  
深めるために

1. 包括的支援体制の構築
2. 地域包括支援センターの強化
3. 医療・介護・健康・福祉の連携
4. 地域ケア会議の推進

地域共生社会の実現  
地域包括ケアシステムの深化・推進

II

いきいきと  
活動的な  
暮らしのために

1. 健康づくり・介護予防の推進
2. 生きがいをづくりと社会参加の促進

自立支援  
重度化の防止  
介護予防と社会参加



<地域包括ケアの植木鉢>

III

住み慣れた地域で  
安心して暮らし  
続けるために

1. 地域生活を支え合う体制の充実
2. 外出への支援
3. 介護者に対する支援の充実
4. 個々の状況に応じた住まいの確保
- New** 5. 災害と感染症への備え

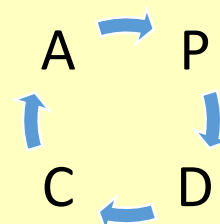
生活支援の体制整備  
在宅生活の継続支援  
防災・感染症対策

**New** IV

認知症でも  
自分らしく  
暮らせるために

1. 認知症施策の推進
2. 本人の自己決定支援
- New** 3. 権利擁護

高齢者の権利擁護  
認知症施策推進大綱に基づく取組



<PDCAサイクルによる取組の推進>

V

介護保険を  
よりよく適切に  
使うために

1. 介護保険サービスの円滑な提供
2. 介護保険事業の適正な運営
3. 介護人材の確保・定着・育成及び質の向上

持続可能な介護保険制度の構築

◆給付見込みから算定した第8期の介護保険料(基準額)

- 市町村は、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに介護保険料の見直しを行います。
- 保険料は、3年ごとに見直す事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つように設定されます。(3年度を通じた同一の保険料)

第1期～第7期						第8期(令和3年度～令和5年度)	
事業運営期間		保険料(月額)					保険料(月額)
		全国平均	県平均	鶴岡市			
H12年度	第1期	2,911円	2,595円	2,750円	前期からの伸び率 (+21.9%)	6,580円 (第7期と同額) (±0%)	○保険料上昇の要因 ・報酬改定 +0.67%(3カ年平均) ・施設整備等による保険料への影響  ・介護予防・日常生活支援総合事業の交付金交付上限額超え  〔 本事業については、地域支援事業交付金(国・県)及び介護保険料により実施しているが、交付金交付の事業費上限額を超えると見込んでいることから、この超えた分については、第一号保険料から支出することとなる 〕
H13年度				3,353円			
H14年度				3,353円			
H15年度	第2期	3,293円	3,107円	4,158円	(+24.0%)	○保険料抑制の要因 ・財政調整交付金の交付割合の増加  〔 後期高齢者割合の全国平均値が減少、また市の所得段階別被保険者割合が全国平均値から離れることにより、交付割合が増加 〕	
H16年度				4,392円			
H17年度				4,392円			
H18年度	第3期	4,090円	3,799円	4,392円	(+5.6%)	○保険料抑制の要因 ・財政調整交付金の交付割合の増加  〔 後期高齢者割合の全国平均値が減少、また市の所得段階別被保険者割合が全国平均値から離れることにより、交付割合が増加 〕	
H19年度				4,392円			
H20年度				4,392円			
H21年度	第4期	4,160円	3,902円	5,383円	(+22.6%)	○保険料抑制の要因 ・介護給付費準備基金積立額の取崩し(7.5億円のうち6億円) 〔 1.5億円については第9期介護保険料の上昇を抑制するため持越し 〕	
H22年度				6,242円			
H23年度				6,242円			
H24年度	第5期	4,972円	4,784円	6,242円	(+16.0%)	○保険料抑制の要因 ・特定入所者介護サービス費等の見直し(予定) ・高額介護サービス費激変緩和措置終了	
H25年度				6,242円			
H26年度				6,242円			
H27年度	第6期	5,514円 (+10.9%)	5,644円 (+18.0%)	6,580円	(+5.4%)		
H28年度				6,580円			
H29年度				6,580円			
H30年度	第7期	5,869円 (+6.4%)	6,022円 (+6.7%)	6,580円			
R01年度				6,580円			
R02年度				6,580円			

※ 第1期及び2期保険料は、旧鶴岡市。